

ヘルパーステーション リーフ神辺 運営規程

社会福祉法人 緑寿会

ヘルパーステーション リーフ神辺 運営規程

第1章 事業目的と運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人緑寿会が設置経営するヘルパーステーションリーフ神辺(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護の事業(以下「事業」という。)は、居宅において要介護状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適切な訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ヘルパーステーション リーフ神辺
- (2) 所在地 福山市神辺町大字川北1482番地

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤)
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 1名 (常勤)
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込み調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 3名以上 (介護福祉士・2級課程修了者)
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供にあたる。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の運営日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。また、居宅サービス計画により、休日であってもサービス提供を行うことがある
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時45分までとする。ただし、居宅サービス計画により、営業時間外であってもサービス提供を行うことがある。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第4章 同意と契約

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第6条 事業所は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結するものとする。

(受給資格等の確認)

第7条 事業所は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

第5章 サービスの提供

(指定訪問介護の内容)

第8条 指定訪問介護の内容は、次の通りとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

(サービスの取り扱い方針)

第9条 事業所は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限り

その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行うものとする。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。
- 3 事業所は、サービスを提供するに当たって、その訪問介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。
- 4 事業所は、従業者がサービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又は家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、訪問介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 事業所の通常の事業の実施地域は、福山市の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第11条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

第6章 従業者の服務規程と質の確保

(従業者の服務規程)

第12条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、常に以下の事項に留意する。

- 1 利用者に対しては、人権を尊重し自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 2 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 3 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(衛生管理)

第13条 事業所は、感染症の発生及び蔓延防止のためのマニュアルを整備し、従業者に対し研修を行う。

2 従業者は、感染症の発生及び蔓延防止のために必要な措置を講ずる。

(個人情報の保護)

第14条 事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

2 事業所は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

3 事業所は、関係機関、医療機関に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。

4 事業所は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、利用者及びその家族の個人情報の利用の目的を公表する。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村へ通報するものとする。

第7章 緊急時、非常時の対応

(緊急時等における対応方法)

第16条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第17条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

(非常災害対策)

第18条 事業所は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、従業員に対し周知徹底を図るため、必要な避難訓練等を実施する。

(記録の整備)

第19条 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

(苦情処理)

第20条 事業所は利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、提供するサービスに関して、市町からの文書の提出・提示を求め、又は市町職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。
- 3 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、広島県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、広島県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、訪問介護員等の質的向上をはかるため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内

(2) 継続研修 年 6 回

(3) その他の研修

2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人緑寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2016 年 8 月 1 日から施行する。

2017 年 8 月 1 日から施行する。

2018 年 4 月 1 日から施行する。

2022 年 6 月 1 日から施行する。

